

# 青梅市議会災害対応方針

## 1 趣旨

青梅市（以下「市」という。）において大地震等の大規模災害が発生した際に、青梅市議会（以下「議会」という。）および青梅市議会議員（以下「議員」という。）が迅速かつ適切な対応を図るため、対応方針を定めるものとする。

## 2 議会の役割

議会は、大地震等の大規模災害が発生した際には、青梅市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し、災害情報の収集に努めなければならない。一方で、災害の初期においては、災害対策本部ができる限り災害対応に専念できるよう、配慮する必要がある。このため、議会は、大規模災害時には次の役割を担うものとする。

- (1) 災害等の各種情報を議員および災害対策本部から収集し、必要に応じて議員および災害対策本部に情報を提供して連携を図ること。
- (2) 必要に応じて災害対策本部を通じ国、東京都、関係機関等に要望等を行い、市の復旧・復興の取組を支援すること。
- (3) 広域的な支援体制の必要があると判断した場合は、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図ること。

## 3 議員の役割

議員は、青梅市民（以下「市民」という。）の代表として、市民の信託に応える議会の一員であるとともに、一市民としての立場もある。また、地震等の災害が発生した直後においては、地域の一員としての活動を果たす役割が強く求められる。災害時においてこのような役割を担うため、議員は次のとおり行動するものとする。

- (1) 参集指示があるまでは、地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、市民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (2) 議会からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を確保する。
- (3) 地域活動等により、市が集めることができない地域の災害情報などを収集し、青梅市議会議長（以下「議長」という。）を通して災害対策本部に報告する。
- (4) 災害状況の確認をする場合は、原則として議会を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、市担当部局に問合せを行わないこととする。
- (5) 議会から連絡のあった情報は、必要に応じて市民に情報を提供する。
- (6) 災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備および訓練に努める。

## 4 議会事務局の役割

災害対策本部が設置された際は、議会事務局は次の役割を担うものとする。

- (1) 災害対策本部において収集した必要な情報を議長の指示により議員に情報提供すること。
- (2) 議員の安否確認を行い、議長に報告すること。
- (3) 議員から提供された災害情報等を議長および災害対策本部に報告すること。

## 5 実施期日

この方針は、平成29年6月2日から実施する。